

## =消費生活相談員のための判例紹介=

専門学校が定める「専願入試」での受験区分で受験し合格した受験者が、1年間分の授業料等を支払った後、入学を辞退したことを理由に授業料の返還を求めた事案において、その入試の内容を実質的に検討したうえで、学校に対し受領した授業料の返還を命じた事案。

名古屋高等裁判所 平成23年(ネ)第418号 不当利得返還請求控訴事件

(原審：名古屋地方裁判所 平成22年(ワ)第3100号)

弁護士 加藤 智希(愛知県弁護士会)

### 1 事案の概要

本件は、A専門学校が定める「専願」の入試区分で受験し合格した学生Bが、1年分の授業料を支払った後に入学を辞退したため、同校に対し支払った授業料の返還を求めて提訴したという事案である。

A専門学校においては、様々な入試区分（入試の種類）が存在しており、学生Bが受験した「専願」という入試区分は、一般的に考えられている専願入試とは異なるものであった。すなわち、A専門学校が定める「専願」は、第1希望と第2希望とが存在し、第1希望の学科に不合格とされた場合には、自動的に第2希望とした学科を受験したものとされるシステムとなっていた。このようなシステムを前提に、学生BはA専門学校を受験したが、第1希望とした学科では不合格とされ、第2希望とした学科での合格しか認められなかった。そのため、受験生BはA専門学校に入学することを躊躇したが、後日、同校に対し1年分の授業料として146万円を支払った。しかし、その後、他に受験していたC専門学校に合格することができたため、学生Bは、平成22年3月15日、A専門学校に対して入学を辞退することを伝え、支払った授業料の返還を求めた。これに対し、A専門学校は、学生Bとの間には「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」といった内容の合意（以下、「不返還特約」という。）が存在することを理由に、受領した授業料の返還を拒否した。

そこで、学生BはA専門学校を相手方として、支払った1年分の授業料の返還を求める訴訟を名古屋地方裁判所に提起した。

### 2 平成18年最高裁判決について

本件訴訟は、学費等の返還を求めた事件につきなされた最高裁判決（最高裁平成17年（受）第1158号、同第1159号同18年11月27日第二小法廷判決）に基づいて行ったものである。

この判決の要旨は、次のとおりである。

- (1) 学生は、原則として、いつでも任意に在学契約を解除することができる。
- (2) 在学契約は、解除により将来に向かってその効力を失うから、少なくとも学生が大学に入学する日（通常は入学年度の4月1日）よりも前に在学契約が解除される場合には、学生は当該大学の学生としての身分を取得することも、当該大学から教育役務の提供等を受ける機会もないのであるから、特約のない限り、在学契約に基づく給付の対価としての授業料等を大学が取得する根拠を欠くことになり、大学は学生にこれを返還する義務を負う。
- (3)ア 一般的に、大学は、入試要項等において、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」あるいは「所定の期限までに入学辞退を申し出た場合に限り、入学金以外の学生納付金を返還する」などと定めており、学生もかかる定めを理解、認識した上で学生納付金を納付しているから、大学と学生との間には上記特約（不返還特約）が成立したものとみなされる。  
イ この不返還特約のうち授業料に関する部分は、在学契約の解除に伴う損賠賠償額の予定又は違約金の定めの性質を有し、消費者契約法9条1号の規律を受ける。  
よって、不返還特約の内容が、同法9条1号における「平均的な損害」の範囲を超える部分については無効となる。
- (4)ア 大学受験においては、受験者が複数の大学や学部を併願受験することが一般的に行われており、大学も合格者のうち実際には相当数の者が入学しないということを見込んだうえで、合格者の人数や、入学者の選抜方法、補欠合格の制度などの方法により入学者の人数等を確保するための措置を講じている。そのため、このような実情のもとでは、入学辞退により在学契約が解除されても、それが大学にとって織り込み済み

と解される在学契約の解除、すなわち、学生が大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の解除については、大学にとっても織り込み済みの解除といえるから、大学には平均的な損害は生じない。

そして、この「学生が大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点」とは、原則的には4月1日（一般的に大学の初年度開始の日である。）である。

イ しかし、この例外として、入学試験要項等の定めにより、その大学、学部を専願あるいは第一志望とすること、または入学することを確約することができるが、出願資格とされている推薦入試等の場合、受験者は上記の出願資格の存在と内容を理解、認識したうえ受験し、在学契約を締結していることや、他の受験者よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることから、学生が在学契約を締結した時点で大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるというべきである。そのため、たとえ3月31日以前に在学契約が解除されたとしても、その解除の時期が当該大学において、同解除を前提として他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、大学には平均的な損害が生じる。

### 3 本件の争点

上記判例によれば、専願入試での受験者は併願入試での受験者とは異なり、たとえ大学の初年度が始まる3月31日以前に入学を辞退したとしても、「特段の事情」が存在しない限り、支払った授業料等は返還されないことになる。

そのため、本件では「専願」という名称を付けておきながら、受験者が希望した学科での合格を認めないと、A専門学校の入試方法が、はたして前記最高裁判例が想定している「専願入試」といえるかが争点となつた。

### 4 裁判所の判断

(1) 第1審は、A専門学校が「専願」と定める入試方法は、同校が「併願」と定めている入試方法と「受験科目が異なっている」との形式的な理由で、前記最高裁判例にいう「専願」であると判断した。そのうえで、本件では同判例が指摘する「特段の事情」も存在しない

と判示し、不返還特約を有効とした。

(2) これに対し、控訴審は、①A専門学校が「専願」と定める入試方法は、受験科目が異なる点を除いては、受験資格や入試日程等の点において、同校が定める「併願入試」と差異がないこと、そして②学生Bが第1希望とした学科では合格できなかったこと挙げ、A専門学校が定める「専願」入試は、「専願とする」とによって、他の受験者よりも早期に有利な条件で学校に入学できる地位を実質的に確保しているとも、また、学生が在学契約を締結した時点で、学生BがA専門学校に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されると認め難い実態にある」と認定し、A専門学校が定める「専願」入試は、前記最高裁判例が想定している「専願」には当たらないと判断した。

### 5 私的考察

(1) 前記最高裁判例が、専願入試等の場合においては、「学生が在学契約が締結された時点で大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される」とした根拠は、専願入試等の場合、一般的にその受験者は、自分が受験した大学又は学科を第1志望としているため、そのような大学、学科に合格して在学契約を締結すれば、通常その時点でも大学に入学する蓋然性が高いと認められるからである。また、専願入試の受験者は他の併願受験者とは異なり、有利な受験条件で、しかも早い時期に当該大学に入学できるという地位を取得できるといったメリットも享受できるため、そのような受験者が大学との間で在学契約を締結すれば、後になって在学契約を解除することはないと考えられるのである。

このような事情の下で在学契約が締結されれば、その後の契約解除は、大学にとっても予測できないものであり織り込み済みの解除とは言えないから、平均的な損害が生じうるのである。

(2) すると、本件において、学生Bは自己が希望した学科での入学を認められなかつたのであるから、そのような学生BがたとえA専門学校との間で在学契約を締結したとしても、後日、入学を辞退する可能性は十分に認められる。また、学生Bが受験した「専願」入試は、入試日程や受験科目等において、併願受験の場合と比べて特段有利なものでもなかつた。

(3) 控訴審の判決は、A専門学校の定める「専願」入試の内容を実質的に検討した上で、前記最高裁判例が想定する「専願」に該当するか否かの判断を行ったという点において意義がある。